

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市立食肉センターの施設の利用の許可の取消し等
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第35条
連 絡 先	食肉センター(電話 632-0321)
処 分 基 準	<p>第35条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用者に対し、当該利用の許可を取り消し、又は当該利用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該利用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 施設の整備、業務の管理、環境の保全その他食肉センターの管理上必要があると認めるとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)